

平成21年度 工事監査結果(所見)に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 随時監査(工事監査)
 2 監査対象 山ノ手3号配水池耐震補強工事
 3 監査実施期間 平成22年1月19日から平成22年1月21日まで
 4 監査結果報告 平成22年3月31日

監査の結果(所見)

措置(具体的内容)・対応状況

【水道建設課】

<p>(1)積算に係る書類について 公共工事は、事業のスピードアップ、計画・設計から管理までの最適化及び資材調達の最適化により工事のコスト縮減を図るとともに、ライフサイクルコストや社会的コスト（地震災害等による復旧費用）での低減を図る設計、積算に努めること。</p>	<p>【 継続努力 】 平成22年9月30日 工事のコスト縮減については、常に念頭に置いて設計をしていますが、今後もライフサイクルコストや社会的コスト面での低減を図る設計・積算に努めていきます。</p>
<p>(2)契約に係る書類について 工事請負契約書第36条の前払金は材料費、労務費、機械器具の賃貸料、機械購入費、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料の経費以外に使用してはならない。その用途については、保証会社、預託金融機関、現場の管理状況から確認することができる。監督員は受注者からの提出書類と現場の管理状況との整合性を図り、下請届、施工計画書等でも確認すること。</p>	<p>【 措置済 】 平成22年1月25日 受注者からの提出書類等(下請届、施工計画書等)や現場の施工状況から前払金の用途を確認しました。</p>
<p>(3)施工管理に係る書類について 施工計画書の内容については現場状況が把握できるよう十分にチェックしておくこと。施工方法や管理形式は誤記のないよう常に書き直しさせるよう請負者に指導すること。監督員は、施工計画書のチェックは発注者責任であることを心得ること。施工計画書を把握することは発注者責任であり、事故等が発生した場合、その責任が問われることを認識すること。このことから施工計画書は設計書との整合性、安全管理体制の確認と安全性確保を徹底し、具体的な施工方法を明記し現場状況の把握ができるものにする。現場の施工内容と設計書の内容が異なることのないよう完了時まで見直しを指導すること。</p>	<p>【 措置済 】 平成22年1月25日 施工計画書の内容を把握するとともに、工事の安全管理体制の確認と安全性確保を徹底するよう指導しました。</p>

<p>(4)施工監理に係る書類について 建設業法第40条の掲示は見やすいところに明示すること。なお、現場の掲示では、資格、交付番号等に誤記が見られた。監督員はその資格、交付番号等は現場代理人等の届の内容との整合性を図るよう確認すること。また、専任・非専任の違い、「主任技術者」、「監理技術者」及び「交付を受けた監理技術者」の意味を理解しておくこと。また、監理技術者の資格者証は発注者から請求があった場合、提示しなければならず、常時携帯するよう指導すること。</p>	<p>【措置済】 平成22年1月22日 標識は見やすいところに明示し、資格者証の誤記については訂正しました。</p>
<p>(5)工事作業場の整理整頓について 作業時の現場内の材料の管理を徹底させること。手作業による熟練工による施工が多いことからプライマー等の保管場所は職人が判断している。内面防食塗装作業は材料や道具の混在を避けるよう具体的な配置計画を施工計画書に記し、効率的な管理を徹底して、現場の5S（整理、整頓、清掃、清潔、しつけ）に注意すること。</p>	<p>【措置済】 平成22年1月22日 作業時の現場内の材料管理を徹底させるとともに現場の整理整頓についても徹底するよう指導しました。</p>
<p>(6)出来高管理について 出来高管理には注意を払うこと。内面防食塗装作業の出来高は判断し難く、工事の進捗状況は写真、資材の使用量で把握しなければならない。現地調査で設計数量と使用数量が分かるよう写真は確実に撮っておくよう指導すること。</p>	<p>【措置済】 平成22年1月22日 出来高管理に注意を払い、資材の使用量が分かるように写真記録を残すよう指導しました。</p>
<p>(7)安全管理について 施工場所は丘陵地帯の住宅地にあり、工事現場では作業車の走行に対しては十分な注意を払うよう指導すること。材料搬入時の交通対策等や第三者との接触等の交通安全管理には最大の注意を払うこと。</p>	<p>【措置済】 平成22年1月22日 施工場所周辺の交通安全管理に注意を払うよう指導しました。</p>
<p>(8)入札契約について 今回の契約は水道施設工として入札を行っているが、応札3者のうち1者が完成工事高の基準で参加資格なしとなり、結果として2者で入札を行っている。競争性や地元企業の育成の観点から、より多くの事業者が入札に参加できるよう、今後は、入札時期や共同企業体（JV）で発注するなど事業者指名の条件設定を検討すること。</p>	<p>【検討中】 平成22年9月30日 今後において、より多くの事業者が入札に参加できるよう入札時期や入札参加条件を見直すことを検討していきたい。</p>

<p>(9)工事管理日誌について</p> <p>工事管理日誌には施工管理のノウハウが多く含まれており、工事の工程管理や品質管理に重要な役割を果たしている。多くの全国規模の建設企業はこの日誌を使いやすいものに工夫している。それらを定期的に部内で整理して各社の施工管理手法例の冊子等を作成し、市内の建設企業への配布サービス等により地元企業の育成にも注力されたい。</p> <p>また、技術士の指摘事項等についても部内で情報を共有するとともに、受注者に対して情報提供を行うことにより地元企業の技術力の向上に努められたい。</p>	<p>【措置済】 平成22年3月2日</p> <p>部内で施工管理のノウハウを共有化するため、各担当者へ今回施工業者の工事管理日誌を配布し、地元業者に情報提供することにより、地元企業の育成に努めました。</p>
<p>(10)契約変更について</p> <p>本体耐震補強工で開口部の施工方法を一部変更するため契約変更をしているが、これまでの水道施設の耐震化工事での教訓を設計に活かすとともに、今後の工事においても工法等の変更がないよう努力すること。</p>	<p>【継続努力】 平成22年9月30日</p> <p>今後の設計において、これまでの水道施設の耐震化工事での教訓を活かし、工法等の変更に伴う契約変更が生じないように努力していきたい。</p>
<p>(11)水道施設の耐震化について</p> <p>水道施設は災害時のライフラインとして整備する必要があるため、優先順位を設けて計画的に施設の耐震補強に努めること。また、災害時の復旧など危機管理マニュアルを作成して施設の維持管理に努めること。</p>	<p>【措置済】 平成22年1月25日</p> <p>水道施設の整備計画は優先順位を設け、計画的に進めています。また、災害時の対応については、上下水道局危機管理マニュアルに基づき対応することとしています。</p>